

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成28年 6月22日(水) 午前9時58分～10時12分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 杉浦 康憲、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、
8番 幸前 信雄、 9番 杉浦 辰夫、 12番 内藤とし子、
13番 北川 広人、 15番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 利盛、 3番 柳沢 英希、 5番 長谷川広昌、
7番 柴田 耕一、 11番 神谷 直子、 14番 鈴木 勝彦、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、総合政策G主幹
福祉部長、地域福祉GL、保健福祉GL兼生涯現役まちづくりGL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (4) 陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月17日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案2件、補正予算1件、陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いをいたします。

説（企画部） 特にございません。

《議 題》

（１）議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

（３）議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
委員長 質疑を行います。

問（４） 2款1項3目の市民活動支援費になるんですけども、こちらの3番、ページとしては20、21ページになるかと思えますけれども、

3の地域内分権推進事業の中で、既に6月17日の総括で、町内会からの意見を聞いて、全部のまち協にそれぞれ、ないところに印刷機を揃えるというようなお話で、なおかつ、AEDを揃えるというお話だったかと思います。そこで、この印刷機を備えるということなものですから、その印刷機は、いわゆるまち協の団体、あるいは、ほかの方にも使えるのかどうか、どのような団体が印刷機を利用することができるのか、ちょっとお伺いしたいと思えますけれども。

答（総合政策） どのような団体が使えるのか、という御質問でございますが、利用者としたしまして、まちづくり協議会と、まちづくり協議会の構成団体、あとはその他としたしまして、事務局長が認める者、団体というように、取り決めを決めさせていただいているところでございます。委員長 ほかに。

問（12） 19ページの歳入の関係ですが、子どものための教育・保育事業費補助金、100万円となっておりますが、これはどういうものに使うのかということと、それから一番下の雑入の関係で、国民文化祭市町村事業費助成金というのが出ているんですが、これはどのようなことをやられるのかお示してください。

答（こども育成） まず、100万円の補助の件ですが、今回の子ども・子育て支援法施行令の改正に伴う、保育園等の利用者負担額が軽減をされるということに伴いまして、このシステムを改修するための費用ということでございます。本事業に対しまして市の円滑な事務処理のために、国から基準額を200万円、補助率2分の1として補助されることになっておりまして、国からの補助金として100万円を計上しているものでございます。

答（文化スポーツ） 続きまして、国民文化祭市町村事業費助成金についてということでございますけれども、まず、国民文化祭についてということでございますけれども、今年度が、愛知県が開催県となっておりますので、文化の国体とも呼ばれております。愛知県が開催県ということですので、県内の市町村も地域の文化の向上に向けて、盛り上げということで、事業参加をしていくということで、本市におきましては、

11月12日、土曜日、13日、日曜日、中央公民館を会場に、今、開催内容の検討を進めているところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

(4) 陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 市政クラブとしては、陳情第8号には反対します。まずI番の、「自治体で働く非正規職員の処遇を改善してください。」のところで、本市の臨時職員の時間給、または月額給は、正規職員初任給相当額に地域手当相当額を加えて算出しており、適正な額であると考えております。また、II番の、「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。」の項目で1の、「公務・公共サービスの充実のために必要な人員を正規職員で確保してください。」また、「安易な民営化・民間委託等を行わないでください。」というところで、定年退職等に伴う欠員補充として、必要な数の正規職員の新規採用者を配置しており、また、本市では、市で実施すべきものとそうでないものをしっかりと見極めたうえで、市場原理が働く領域においては、産業や雇用の創出拡大による地域経済の活性化や住民サービスの向上を図っていく考えのもと、民営化・民間委託等を行っており、安易な民営化・民間委託等を行っていないと考えており、反対とします。

委員長 ほかに。

意(15) 意見書(案)の⑤に、安全保障関連法(戦争法)の廃止を求める意見書がありますが、今回の法整備の本質は、これは他国からの武

力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法です、これは。自衛隊が武力行使を許されるのは、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な、深刻、重大な被害が国民に及ぶことが、明らかな場合に限られます。日本も海外で戦争できる国にする戦争法との批判は、安全保障環境の変化にきちんと向き合おうとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりにすぎません。よって、本陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（6） 私もこの陳情には、反対でございます。その理由としましては、「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。」とありますけれども、この中で必要な人員を正規職員で確保してください。それから、安易な民営化・民間委託は行わないでください。とありますけれども、全て正規の職員で賄っていったら、費用もどんどんかさんできますし、やはり今現在、私どもがやっているような適材適所、そういう採用をしていくのがいいと思いますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 今、安保法は戦争法という見出しがありますが、これは無責任で根拠のないことだというお話がありましたが、それならばずっと、集団的自衛権反対ということで、憲法違反だといわれて、それでも安保法として、まだ未だにというかずっと、その反対の世論が大きくなっているわけですが、これは本当に憲法を壊すという、大きな問題がありますし、それから、権力を持っているものを縛るという立憲主義からも反していますので、本当にこれは変えていかなければいけないと思っています。それから、最低賃金の引き上げですが、ここにも載っていますが、労働者の4人に1人が年収200万円に届かないようなワーキング・プアだとか、それから、労働力がとても、最低賃金が違うもんですから都市部へみんな出て行っちゃって、ますます地域経済が疲弊してしまうという状況があります。そういう問題を本当に変えるためにも、一律1,000円以上に底上げすることが、喫緊の課題だと思っています。それで、大企業の内部留保がふえましたが、実質賃金が下落をずっと続けて

いるのも、マスコミなんかでも、よく言われているところです。きょうの朝、ラジオで、結婚したくない人がふえているという、ニュースでやっていたんですが、原因が、なんで結婚したくないんだということを聞いたところ、低所得だから結婚できないという声が非常に多かった、という報道をしていました。そんなことも含めて、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採決》

- (1) 議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手多数により原案可決

- (4) 陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りをいたします。一つ、教育行政について。一つ、子どもの貧困対策について。一つ、介護保険施策について。以上、3件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたくと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時12分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長